

第2回例会 可決した 第2回例会 可決した 意見書

(3面から続く)

●もみじ山文化センター本館舞台照明設備改修工事 請負契約

もみじ山文化センター本館舞台照明設備改修工事に係る請負契約を締結するに当たり、議決をしたものです。契約の方法は、随意契約、契約の金額は、2億130万円です。

●もみじ山文化センター本館エレベーター改修工事 請負契約

もみじ山文化センター本館エレベーター改修工事に係る請負契約を締結するに当たり、議決をしたものです。契約の方法は、随意契約、契約の金額は、2億7390万円です。

●中野駅新北口歩行者通路整備工事委託契約

中野駅新北口歩行者通路整備工事に係る委託契約を締結するに当たり、議決をしたものです。契約の方法は、随意契約、契約の金額は、29億6630万4千円です。

議員提出議案

●意見書(4件)

(内容は次項に掲載)

●決議(1件)

前教育委員会教育長(入野貴美子氏)に対する感謝状贈呈に関して決議したものです。

●議員の派遣について 第62回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会に議員を派遣するものです。

第2回例会 可決した 意見書

◆地方自治法改正に関し地方自治の本旨を守るよう求める意見書

第213回国会において審議された「地方自治法の一部を改正する法律案」は、大規模災害や感染症などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国から自治体への補充的指示をはじめとした特例を規定するものとなっており、個別法の規定がなくとも、自治体に対して法的義務を持つた指示を可能とする内容である。

補充的指示権を含む第14章の規定については、東日本大震災や新型コロナウイルスの経験や踏まえ、さらに苛烈な事態に対する確に対処する観点から、その必要性は理解するものである。また、国と自治体との関係の特例と位置づけられ、必要な限度において行使すること、あらかじめ適切な状況把握や講ずべき措置の検討のために自治体に意見を講ずるよう努めなければならぬことが規定されている点は、自治体に対し一定の配慮がされたと評価する。

一方で、平成12年の地方分権一括法によって、「対等・協力」となった国と地方の関係が損なわれる、要件や範囲が法案上必ずしも明記されていない、自治体への事前意見聴取が努力義務となっている、などの課題は未だ散見され、それは地方分権の後退につながるかねない。

加えて、衆議院での修正で国会への事後報告が盛り込まれたものの、国会の事前関与は規定されていない。閣議決定のみで発動可能となることから、時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示を行う余地を残すものであり、乱用が懸念される。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、補充的指示権の行使など第14章の規定は、目的達成のための必要最小限度の範囲とするとともに、地方自治の本旨に反し安易に行使されることのない旨が確実に担保されるよう、自治体との事前協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう求める。

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生)あて)

◆聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症

の危険因子の一つと言われ、ており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器では十分な補聴効果が得られない方や、装着そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、中野区議会は、政府及び東京都に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえ、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、次の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った聴覚補助

機器等を積極的に活用する環境を整えること。

2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等が必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器等を普及させる社会環境を整えること。

(総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣・共生社会担当、東京都知事あて)

◆地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制

の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、中野区議会は、政府に対して、次の事項について特段の取り組みを求める。

1 自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること

2 試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間の二一ズにバラつきが生じることが想定される。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのよう考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。

3 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族

以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受け入れを認めること。

3 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること

こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

(財務大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策担当)あて)

◆教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を求める意見書

教員の長時間労働は深刻

この教員不足には、1971年に公立学校の教員に残業代を支給せず、その代わりとして給与額の4%を新たに支給するなどを規定する教員給与特別措置法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)を成立させたという背景がある。残業代がなければ労働時間に無頓着になるのは明らかであり、「定額働かせ放題」と

な状況が続いている。昨年度4月に国が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働などが原因で、学級担任も見つからないなどの「教員不足」が広がっている。

区議会だよりへのご意見、ご感想、ご要望などありましたら、今後の参考にさせていただきますので、郵送・電話・FAX・Eメールなどでお気軽に区議会事務局までご連絡ください。



〒164-8501 中野区中野4-11-19 電話 03-3228-5585 FAX 03-3228-5693 Eメール kugikaijimu@city.tokyo-nakano.lg.jp

(次頁へ続く)